

捨印

農地転用申出書

令和 年 月 日

転用者住所
氏名又は名称

印

富士山南麓土地改良区 理事長 様

貴土地改良区の地区内の土地について、下記のとおり農地を転用し、農地法第4条・第5条の規定による許可申請・届出等をしたいので、富士山南麓土地改良区農地転用取扱規程第2条の規定に基づいて協議いたしたく申し出ます。

記

1 転用の面積及び目的

2 転用予定時期 自令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

3 転用しようとする土地

市	大字	字	地番	地目	地積 (㎡)	土地所有者住所・氏名
富士市						
合計			筆			

4 転用の位置図、公図写（地目・地積・所有者を記載したもの）及び土地全部事項証明書の写し

別紙のとおり



確 約 書

令和 年 月 日

転用者 住所
氏名 印

土地所有者 住所
氏名 印

耕作者 住所
氏名 印

富士山南麓土地改良区 理事長 様

貴土地改良区の地区内の下記農地について、農地法第4条・第5条の規定による許可申請・届出等を行うので、富士山南麓土地改良区農地転用取扱規程第3条の規定に基づいて確約書を提出しますから、意見書を交付願います。

記

1 転用しようとする土地

市	大字	字	地番	地目	地積 (㎡)	土地所有者住所・氏名
富士市						
合 計			筆			

確 約 事 項

- (1) 転用農地の区域内に現存する既設農業用施設（農業用排水路、道路、その他農用地の保全等に必要な施設）について付替工事を要するときは、従来の効用を害しないよう土地改良区と協議の上、転用者が費用負担し施工する。なお、転用後も農業用施設を継続使用するときは、土地改良区が維持管理する。
 - (2) 転用農地の区域内またはこれに隣接する農業用施設を毀損し、その責が転用者に帰すべきときは、転用者において復旧する。
 - (3) 転用者は土地改良区が維持管理する農業用施設を利用し常時注水等を行うときは、当該経費について土地改良区の指示に従い負担金を納入する。
 - (4) 土地改良法第42条第1項の規定による組合員としての権利義務は転用者が一切を継承する。
 - (5) 土地改良法第42条第2項の規定による必要な決済は組合員（または転用者）が下記のとおり履行する。
 - (ア) 必要な決済金 _____ 円
 - (イ) 納 期 限 土地改良区の指示に従う
 - (ウ) 決済金の内訳 維持管理費・工事費、農林漁業資金等未償還債務額、補助金返還相当額
 - (6) 転用者は農業用施設及び農地に汚物等を投入、流入しない。
 - (7) 転用者は建造物の付近農地に対して日照通風等の被害を最小限に留めるよう配置する。
 - (8) 転用者は工場より生ずる廃液油脂等の排出により下流農地に被害を生じないように措置し、万一被害を生じたときは、転用者がその責を負うとともに措置を行う。
 - (9) 転用者、組合員及び利害関係者は、現に施行中の土地改良事業または将来施行する土地改良事業に対して支障を与えないよう協力する。
- (注)1 土地所有者、転用者等が多数または転用しようとする土地が多い場合は当該記載事項を別紙とすることができる。
2 確約事項は転用面積の多少、土地改良事業の規模、地区の状況等により必要な事項を定めること。
3 確約事項中(4)は農地転用後も土地改良事業の利益を受ける場合であり、(5)は利益を受けることがなくなるので除外する場合である。

意見書

静岡県富士市永田町1丁目100番地
富士山南麓土地改良区
理事長

1	転用申出事項	区分	住所			氏名			
		(1)転用者							
		(2)土地所有者							
	転用事項	(3)組合員又は法第3条資格者							
		(1)土地の所在	富士市	字	番	(外筆)			
(2)面積		田	m ²	畑	m ²	他	m ²	計	m ²
(3)転用目的				(4)転用時期	R . . .	～	R . . .		
		<input type="checkbox"/> 農地法第4条		<input type="checkbox"/> 農地法第5条(賃貸借)		<input type="checkbox"/> 農地法第5条()			
		<input type="checkbox"/> 農地法第5条(売買)		<input type="checkbox"/> 農地法第5条(使用貸借)		<input type="checkbox"/> その他(非農地証明・一時転用)			
2	事業への影響	(1)施行路線に与える影響	無	条件付	有	[影響及び条件の内容]			
		(2)農業用水に与える影響	無	条件付	有				
		(3)公害の程度	無	条件付	有				
3	権利義務状況	(1)補助金の返還事項	協議済	不調	[補助金返還対象] 昭和44年度以降の新規着工地区に適用。土地改良事業の工事完了公告があった日の属する年度の翌年度から起算して8年を経過するときまで。 ※昭和44年5月24日付44農地A第826号農林事務次官通達「土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について」に基づく返還措置。				
		(2)決済金の事項	協議済	不調					
		(3)一時利用地指定と転用地の位置事項	協議済	不調					
4 条件又は意見									
5 総合意見		転用可		条件付可		転用不可			

※農業委員会への提出予定日：令和 年 月 日

届	住所
出	氏名
人	TEL